

高田開府 400 年・第 10 回記念大会 えちご・くびき野 100km マラソン (報告)

開催日等 10 月 12 日 (日)
会 場 スタート 100 km の部 リージョンプラザ上越
60 km の部 うみてらす名立

※フィニッシュはいずれもユートピアくびき希望館

申込者数 2,627 人 ※前回 (平成 24 年度) は 2,195 人 (+432 人)

単位: 人、() は%

男女別	種目別	申込者数		出走者数 A		完走者数 B	完走率 B/A
男 性	100 km の部	1,640	(83.5)	1,515	(92.4)	1,115	(73.6)
	60 km の部	482	(72.7)	437	(90.7)	343	(78.5)
女 性	100 km の部	324	(16.5)	289	(89.2)	210	(72.7)
	60 km の部	181	(27.3)	164	(90.6)	119	(72.6)
小 計	100 km の部	1,964	(100.0)	1,804	(91.6)	1,325	(73.4)
	60 km の部	663	(100.0)	601	(90.5)	462	(76.9)
合 計		2,627	-	2,405	(91.5)	1,787	(74.3)
※ リタイヤ者は 618 人 (うち救急搬送者数は 5 人) 救急搬送の内訳は、すべて熱中症の疑いであった。							

優勝者等

種目	記録	住所	年齢	備考
100 km の部 (男子)	6 時間 58 分 30 秒	東京都	30 歳代	大会新
60 km の部 (男子)	4 時間 17 分 45 秒	東京都	20 歳代	
100 km の部 (女子)	8 時間 23 分 08 秒	妙高市	40 歳代	大会新
60 km の部 (女子)	4 時間 59 分 22 秒	茨城県	40 歳代	

(参加者の声)

- ・三連休の中日なので、会社を休む必要がなく日程調整がしやすい大会であり、毎年開催してほしい。ゴールしてからの中学生の働きが素晴らしい。(100 km 40 代男性・三条市)
- ・皆さん親切で、エイドの位置も適切であった。これまで 200 大会以上のマラソン大会に参加しているが、一番サービスが良い大会である。中学生の手伝いが素晴らしい。(100 km 60 代男性・富山県)
- ・上越市の観光地を回るコースだったので、楽しく走ることができた。(60 km 40 代女性・上越市)

(体育課所見)

- ・高田開府 400 年・第 10 回の節目にあたる記念大会ということもあり、過去最高の参加者となったが交通事故等のトラブルもなく無事終了することができた。
- ・大会当日は、台風 19 号の影響を受けず、天候には恵まれたものの最高気温が 25℃と高かったこともあり、リタイヤ者が増加した。

第35回北信越中学校総合競技大会 参加校・参加選手数一覧表

No.	郡市	校名	陸上競技			水泳			軟式野球			体操競技			ソフトテニス			柔道			相撲		合計		
			男	女	男女	男子	女子	男女	男子	女子	男女	男子	女子	男女	男子	女子	男女	男子	女子	男子	女子	男子	女子	計	
1	上越市	城北																		2		2	0	2	
2		城東				1		1															1	0	1
3		城西				0	1	1															0	1	1
5		八千浦	1	0	1																		1	0	1
6		直江津				6	0	6	18	0	18												24	0	24
14		柿崎	1	0	1									2	0	2							3	0	3
15		大潟町										6	6	12									6	6	12
19		板倉	1	5	6																		1	5	6
21		三和															0	1	1				0	1	1
23	上越附属	4	2	6										2	0	2						6	2	8	

平成26年度 全国中学校体育大会 夏季大会 上越市出場選手 大会結果

番号	競技名	学年	性別	学校名等	全国大会 (開催地/結果)		北信越大会(結果)		県大会(結果)	
1	陸上	3	男子	上越教育大学 附属中学校	香川県丸亀市 県立丸亀競技場	100m 予選8組 11.34 7位	3年100m 11.40 4位	100m 11.33 1位 200m 23.64 3位		
2	水泳	3	男子	直江津中学校	高知県高知市 県立春野総合運動公園水泳場	100m平泳ぎ 1:07.06 23位	100m平泳ぎ 1:07.21 1位	100m平泳ぎ 1:06.72 1位		
3	体操	3	女子	大潟町中学校	愛媛県松山市 愛媛県総合運動公園体育館	4種目総合 27位 跳馬 31位 段違い平行棒 35位 平均台 35位 ゆか 22位	個人総合 4位 49.800 跳馬 5位 段違い平行棒 4位 平均台 7位 ゆか 4位	個人総合 3位 36.850 跳馬 2位 段違い平行棒 平均台 8位 ゆか 3位		
4	軟式野球部	-	-	直江津中学校	徳島県徳島市 JAバンク徳島スタジアム JAアグリあなんスタジアム	1回戦 坂野中(徳島) 9-1 2回戦 岡北中(岡山) 2-1 3回戦 八代第一中(熊本) 3-2 準決勝 中標津中(北海道) 1-4 3位	1回戦 松陵中(福井) 6-3 2回戦 丘中(長野) 4-3 準決勝 水橋中(富山) 2-0	1回戦 長岡西中 5-1 2回戦 本丸中 2-0 準決勝 巻西中 2-4 代表決定戦 黒川中 6-1 3位		

※個人情報保護の観点から個人名は記載していません。

第69回国民体育大会「長崎がんばらんば国体」 祝!!上越市出場選手

【開催地】長崎県 【開催期間】平成26年10月12日(日)～10月22日(水) 11日間

◇役員

No.	役名	氏名	所属団体役職
1	副団長	木浦 正幸	公益財団法人 新潟県体育協会 副会長 一般財団法人 上越市体育協会 会長
2	顧問	楡井 辰雄	新潟県議会議員

◇監督

No.	競技	種別	所属	現住所
1	山岳	少年男子	新潟フリークライミングクラブ	上越市
2	空手道		(有)二本木いろは	上越市
3	銃剣道	成年男子	選手兼監督 陸上自衛隊第五施設群	上越市

◇コーチ・アドバイザー・トレーナー

No.	競技	種別		所属	現住所
1	陸上	少年女子	コーチ	高田高校 教員	上越市
2	サッカー	女子	アドバイザー	上越教育大学 教員	上越市
3	ボクシング	少年男子	コーチ	高田農業高校 教員	上越市
4	体操	少年女子	コーチ	レインボージムナスティック大潟	上越市
5	剣道	少年女子	コーチ	高田北城高校 教員	上越市
6	山岳	少年男子	トレーナー	(株)ゆつたりの郷	上越市
7	銃剣道	成年男子	コーチ	陸上自衛隊第五施設群	上越市

◇選手

No.	競技	種別	種目	所属	現住所
1	水泳	少年男子B	100m平泳ぎ/400m外レーン	直江津中学校	上越市
2	陸上	少年男子	共通円盤投	上越総合技術高校	上越市
3	サッカー	少年男子		新潟西高校	上越市
4	テニス	成年男子		上越グリーンテニススクール	上越市
5	テニス	成年女子		東洋学園大学	千葉県松戸市
6	テニス	少年男子		東京学館新潟高校	上越市
7	テニス	少年女子		高田高校	上越市
8	ボクシング	少年男子	ライトフライ級	高田農業高校	上越市
9	体操	少年男子	競技	柏崎総合高校	上越市
10	体操	少年男子	競技	高田高校	上越市
11	体操	少年女子	競技	大潟町中学校	上越市
12	相撲	少年男子		高田農業高校	上越市
13	山岳	成年男子		新潟県立上越テクノスクール	上越市
14	山岳	少年男子		柿崎中学校	上越市
15	山岳	少年女子		直江津中等教育学校	妙高市
16	山岳	少年女子		高田高校	上越市
17	銃剣道	成年男子		陸上自衛隊第五施設群	上越市
18	銃剣道	成年男子		陸上自衛隊第五施設群	妙高市
19	なぎなた	少年	演技	柏崎常盤高校	上越市

※公益財団法人新潟県体育協会が発表した選手団名簿から、①所属・現住所が上越市の方、②成年の部の「ふるさと選手」で出身地を上越市とした方を掲載いたしました。

※個人情報保護の観点から個人名は掲載しておりません。

障がい者スポーツ振興への取組

◎大会の開催

大会名 第15回東日本シッティングバレーボール選手権大会
開催日 平成26年5月24日(土)・25日(日)
主催 一般財団法人 日本パラバレーボール協会
会場 リージョンプラザ上越
参加チーム 男子 8チーム 女子 4チーム

◎研修会の開催

研修会名 平成26年 障がい者スポーツ指導員養成講習会
開催日 平成26年8月23日(土)・24日(日)
主催 新潟県、新潟県障害者スポーツ協会
共催 上越市、上越市教育委員会、新潟県障害者スポーツ指導者協議会
会場 上越市教育プラザ、上越市教育プラザ小体育館
内容 講義
障害者理解とスポーツ(知的障害、精神障害、身体障害)ほか
実技
生涯に応じたスポーツの工夫・実施

スポーツ推進に関する今後の課題

(スポーツ推進審議会 審議テーマ)

◆生涯スポーツの充実

すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図る。

○ライフステージに応じたスポーツ機会の充実

- ・ 体力づくりと運動習慣の定着
- ・ スポーツのユニバーサルデザイン化
- ・ 新幹線開業を取り込んだスポーツツーリズムの定着

◆競技スポーツの発展

市民のスポーツへの関心を高揚させ、郷土への誇りを強めるためにもトップレベル選手の輩出を図る。

○ジュニア期におけるトップレベルを目指す指導への支援

- ・ 小中高一貫指導システムの推進
- ・ 指導者養成を含めた指導体制の充実
- ・ 競技団体と学校の課外活動との連携

◆スポーツ環境の整備

市民が自主的に参加できるよう、スポーツ環境の整備及びスポーツに関する情報提供の充実を図る。

○スポーツ施設とスポーツ環境の整備

- ・ スポーツに関する情報提供
- ・ 県立武道館の誘致を見据えた今後のスポーツ振興

○上越市スポーツ推進審議会条例

昭和 46 年 4 月 29 日
条例第 48 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条の規定に基づき、上越市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第 35 条の規定により補助金の交付について意見を述べること。
- (3) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (5) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (6) スポーツ団体の育成に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) スポーツによる事故防止に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(委員)

第 3 条 審議会委員(以下「委員」という。)の定数は、15 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。この場合において、教育委員会は、市長の意見を聞かなければならない。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツを実践し、その活動に顕著な実績が認められる者
- (4) スポーツ団体の代表者
- (5) 公募に応じた市民
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

3 前項第 2 号の委員は、その職を辞したときは、委員を辞任するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 3人以上の委員から会議に付議すべき事案を示して、審議会の招集について請求があったときは、委員長はこれを招集しなければならない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員が審議会に出席したときは、別に条例の定めるところにより報酬を支給する。ただし、第3条第2項第2号に該当する委員については、この限りでない。

2 委員が職務のため旅行したときは、別に条例の定めるところによりその費用を弁償する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の上越市スポーツ振興審議会条例(以下「改正前条例」という。)第4条第2項の規定により任命されている上越市スポーツ振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の上越市スポーツ推進審議会条例(以下「改正後条例」という。)第3条第2項の規定により上越市スポーツ推進審議会(以下「新審議会」という。)の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前条例第6条第1項の規定により選任された旧審議会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後条例第5条第1項の規定により新審議会の委員長又は副委員長として選任されたものとみなす。